

令和6年第3回五城目町議会臨時會議事日程〔第1号〕

令和6年10月17日（木）午前10時開議

1 開会（開議）宣告

2 議事日程

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 議案第66号 工事請負変更（第2回）契約の締結について

・令和6年度（令和5年災）21-87号滝ノ沢（6）

地区農地災害復旧工事

日程第 4 総務産業常任委員長報告

3 閉会

令和6年五城目町議会第3回臨時会会議録

令和6年10月17日午前10時00分五城目町議会第3回臨時会を五城目町役場議場に招集された。

1. 応招（出席）議員は、次のとおりである。

1番 小玉正範	2番 伊藤信子
3番 中村司	4番 石川交三
5番 佐沢由佳子	6番 石川重光
7番 松浦真	8番 工藤政彦
9番 荒川滋	10番 椎名志保
11番 斎藤晋	12番 石井光雅
13番 佐々木仁茂	14番 館岡隆

1. 不応招（欠席）議員は、次のとおりである。

なし

1. 地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため出席を求めた者は、次のとおりである。

町長	渡邊彦兵衛	副町長	澤田石清樹
教育長	畠澤政信	税務課長	鳥井隆
会計管理者	石井政幸	議会事務局長	千田絢子
農林振興課長	大石芳勝	商工振興課長	小玉洋史
建設課長	猿田弘巳	学校教育課長	工藤晴樹
住民生活課長	石井一	消防長	佐々木貴仁
総務課課長補佐	小玉重巖	まちづくり課長補佐	柴田浩之
健康福祉課長主席課長補佐	小林忠和		

1. 会議書記は、次のとおりである。

議会事務局長 千田絢子

1. 会議の開閉時刻、質疑応答は別紙のとおりである。

午前10時00分 開会

○議長（石川交三君） おはようございます。

本日の議事日程については、タブレットをご覧ください。

ただいまの出席議員数14名、会議は成立いたしました。

ただいまから令和6年10月17日招集の令和6年第3回五城目町議会臨時会を開会の上、直ちに本日の会議を開きます。

会議録署名議員を当席より指名いたします。10番椎名志保議員、11番斎藤晋議員の両名を指名いたします。

町長より発言を求められておりますので、これを許します。渡邊町長

○町長（渡邊彦兵衛君） おはようございます。

臨時議会における審議前の貴重な時間ですが、育英資金貸付に関する不適切な事務処理が発覚し、このことについて議員の皆様方にご報告申し上げたく、よろしくお願ひいたします。

五城目町育英資金貸付事業において、令和6年10月7日に学校教育課で行うべき事務手続きが未処理となっていたことが確認されました。本事案について確認した結果、保護者から提出のあった関係書類を含む申出書が、規則などで定める貸付手続きがなされないまま、半年間、未処理となっていたことが発覚しました。

申出書は、令和6年3月に1件、4月に3件、合わせて4件が学校教育課の担当職員に直接提出されたものがありました。職員による事務手続きの未処理が確認された後、直ちに申請のあった保護者へ謝罪し、五城目町育英資金貸付審査委員会委員における確認を経て、4件全てについて、4月分からの貸与金支給を昨日10月16日に完了しております。

このような不適切な事務処理により行政手続きの遅延が生じてしまい、関係する保護者の皆様方をはじめ、町民及び議会の皆様方に多大なるご迷惑をおかけいたしましたことに深くお詫びを申し上げます。

町といたしましては、この事案を厳粛に受け止め、綱紀保持と行政手続きの遵守をより徹底し、町民の皆様方の信頼回復に向けて適正な事務処理に取り組んでまいります。

このたびは深くお詫びを申し上げます。

以上です。

（「議長、今、町長のちょっと詳しく聞きたい」の声あり）

○議長（石川交三君） これ議案でもなければ。

（「いや、だから聞くのよ」の声あり）

○議長（石川交三君） いや、質疑は許されません。

（「今の説明で、皆わかったのか」の声あり）

○議長（石川交三君） この後、全員協議会もありますから、大いにそこで議論してください。

本臨時会の会期日程等について、議会運営委員長より報告を求める。9番荒川委員長

○議会運営委員長（荒川滋君） おはようございます。

本日、令和6年10月17日招集の令和6年第3回五城目町議会臨時会の運営について協議のため、先ほど午前9時から議会運営委員会室において会議を開いておりますので、その経過と結果についてご報告いたします。

出席委員は6名の全員であります。参与には、議会から石川議長、斎藤副議長、当局からは澤田石副町長、小玉総務課課長補佐、書記に千田議会事務局長を指名し、会議に入りました。

当局提案の付議事件は1件であり、会期日程については、本日10月17日1日いたしました。

議案上程で、議案第66号の説明、質疑、委員会への付託をした後、総務産業常任委員会の開催となります。常任委員会終了後、本会議を再開し、常任委員長報告、質疑、討論、議決を為し、閉会となります。

その他といたしまして、クールビズ対応の終了に伴い、本会議場、委員会、いずれも上着、ネクタイ着用といたします。先ほどの町長からの発言を求めるごとに、そして本日の常任委員会への参与の出席は担当の農林振興課以外は代理を含め課長級のみとすること、そして、臨時会閉会後、ここ本会議場において議員全員協議会を開催することを確認しておりますので、皆さんよろしくお願ひいたします。

なお、先ほど町長から話された育英資金の不手際についてであります。府内の綱紀粛正を図るためにも、口頭のお詫びだけではなく資料として議員に配布すべきとの要望が出され、11月に予定している議会議員全員協議会の場で示すことの確認もしております。

また、一般質問者の増加により議会運営に関する基準の一部見直しの必要性が生じて

きていることから、11月5日の町功労者表彰式典終了後に議会運営委員会を開催することの確認をしております。

以上、議会運営委員会の報告といたします。

○議長（石川交三君） 議会運営委員長の報告に対する質疑を許します。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 質疑はないものと認めます。

本臨時会の日程等については、議会運営委員長報告のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 異議ないものと認めます。よって、議会運営委員長報告のとおり決します。

日程に従い、議案の審議に入ります。

議案第66号、工事請負変更（第2回）契約の締結について、令和6年度（令和5年災）21-87号滝ノ沢（6）地区農地災害復旧工事を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。澤田石副町長

○副町長（澤田石清樹君） そうしますと、議案綴りの2ページをお願いいたします。

議案第66号、工事請負変更（第2回）契約の締結について、令和6年度（令和5年災）21-87号滝ノ沢（6）地区農地災害復旧工事、提案理由をご説明申し上げます。

本案は、令和6年の5月31日に締結しました、令和6年度（令和5年災）21-87号滝ノ沢（6）地区農地災害復旧工事について、国における「大規模災害時における農林水産業施設及び公共土木施設災害復旧事業査定方針」の適用により、排土量においては実績により変更する了解事項に基づき、排土量の実績数量が確定したことによりまして、本工事の変更契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

本工事の契約につきましては、今回が2回目となるものであります、はじめに、その経緯からご説明をさせていただきます。

1回目の変更契約についてでありますけれども、令和6年7月16日に請負業者から、令和6年6月30日の大雨の影響で工事遅延が生じているほか、今後も災害級の降雨も予想されるとしまして、そのほか、さらに当初計画しておりました排土量より増加が見込まれるとして工事の延期願いが提出されまして、令和6年7月の19日に、契約額の

変更は行わず、工期のみを令和6年12月の27まで延長する変更契約を1回目にさせていただいております。

第2回目となる今回の変更契約でございますが、令和6年9月20日に請負業者のはうから工事の打合簿なるものが提出されまして、排土量の実績値が確定したことを受けまして、契約金額がその段階で5,000万円を超えるということが確認されたことから、仮契約の協議を行いまして、令和6年の9月30日に仮契約の承諾書を提出していただいている状況となっております。

次に、このたびの変更の内容でございますけれども、当初の排土量、土の量でございますけれども、4,257m³でございます。この土の量の内容でございますが、この当該工事の区域というのが、約田んぼ2町歩、2haでございまして、災害時の査定においては土砂の深さが大体平均して約20cm、2町歩掛ける20cmで4,000m³なりますけど、そのぐらいの土量で査定を受けました。で、工事に入りましたということで、実績排土量というのが6,065m³となりました。2町歩で換算しますと約30cm弱の土の深さとなります。土の深さだけで大体10cmほどの土量が増えたということで、排土量はトータルで1,808m³増えたという形で工事が大体終わったということで、この工事請負契約を変更するという内容となります。

変更前契約額というのが4,059万円でありまして、変更後契約額金を5,825万1,600円とするということで、1,766万1,600円が増額となるものであります。

工期については変更は行わず、令和6年12月27日を完了期日としております。

契約の相手方でございますが、八重樫建設株式会社 秋田支店 支店長の宇佐美守氏でございます。

以上が説明となります。ご審議の上、ご可決賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑を許します。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑はないものと認めます。

お諮りいたします。本案のこれが審査については、総務産業常任委員会に付託することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 異議ないものと認めます。よって、議案第66号の審査については、総務産業常任委員会に付託することに決定いたします。

総務産業常任委員会の開催のため、暫時休憩いたします。

午前10時14分 休憩

午前11時11分 再開

○議長（石川交三君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

本臨時会において総務産業常任委員会に付託の案件について、委員会における審査の経過と結果について、総務産業常任委員長より報告を求めます。8番工藤委員長
○総務産業常任委員長（工藤政彦君） 本日招集の令和6年第3回議会臨時会におきまして総務産業常任委員会に付託された付議事件は、議案1件であります。

これらの審査のため、午前10時20分より総務産業常任委員会室において会議を開いておりますので、その経過と結果についてご報告いたします。

出席委員は7名の全員であります。参与には小玉総務課長補佐、柴田まちづくり課長補佐、鳥井税務課長、石井会計管理者、千田議会事務局長、大石農林振興課長、小玉商工振興課長、猿田建設課長をはじめ関係職員、書記には農林振興課高津主任を指名し、会議に入りました。

議案第66号、工事請負変更（第2回）契約の締結について、令和6年度（令和5年災）21-87号滝ノ沢（6）地区農地災害復旧工事であります。

本案は、令和6年の5月31日に締結した、令和6年度（令和5年災）21-87号滝ノ沢（6）地区農地災害復旧工事について、国における「大規模災害時における農林水産業施設及び公共土木施設災害復旧事業査定方針」の適用により、排土量においては実績により変更する了解事項に基づき、排土量の実績数量が確定したことにより、本工事の変更契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求められたものであります。

本工事の契約変更は、今回が2回目となるものであり、その経緯の説明がありました。

第1回目の変更契約については、令和6年7月16日に請負業者から、令和6年6月30日の大雨の影響で工事遅延が生じているほか、今後も災害級の降雨も予想されること、さらに当初計画していた排土量より増加が見込まれるとして工事の期限延長願いが提出され、令和6年7月19日に、契約額の変更は行わず、工期のみを令和6年12月

27日まで延長するとした変更契約を締結しているとのことでした。

第2回目となる今回の変更契約ですが、令和6年9月20日に請負業者から工事打合簿が提出され、排土量の実績値が確定したことを受け、契約金額が5,000万円を超えることが確認されたことから、仮契約の協議を行い、令和6年9月30日に仮契約の承諾書を提出していただいている状況となっているとのことでした。

次に、変更契約内容ですが、当初排土量は4,257m³で、実績排土量は6,065m³となり、排土量が1,808m³増えたことから、工事請負契約額を変更するものであり、変更前契約額4,059万円を変更後契約額5,825万1,600円とし、1,766万1,600円を増額するもので、工期の変更は行わず、令和6年12月27日を完了日としております。

契約の相手方は、八重樫建設株式会社 秋田支店 支店長 宇佐美守氏であります。

委員からは、堆積深について当初よりも平均10cm深さが上がっていることだが、当初から精査できないものかとの質疑があり、当局からは、大規模災害の査定方針に基づき、3点試掘の平均で計画されているため、実績とは大きく異なっているとの答弁がありました。

1回目の工期延長変更の時点で、排土量の増加が見込まれるとの説明があったが、その時点で2回目の変更は見込まれていたかとの質疑があり、当局からは、変更は見込まれていたとの答弁がありました。

また、委員からは、5,000万円未満の他地区の復旧工事において変更はなかったかとの質疑があり、当局からは、排土復旧工事においては全て実績により変更しているとの答弁がありました。

ほかに委員からは特に意見もなく、議案第66号は、全会一致で可決すべきものと決しております。

以上、令和6年第3回臨時会において当委員会に付託された付議事件の審査の経過と結果についての報告といたします。

○議長（石川交三君） 委員長報告に対する質疑を許します。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 委員長報告に対する質疑はないものと認めます。

お諮りいたします。総務産業常任委員会に付託の議案第66号については、この際、討論省略の上、委員長報告のとおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（石川交三君） 異議ないものと認めます。よって、議案第66号は原案可決と決します。

次に、議会運営委員長より、次の議会の会期日程等に関する審査のため、五城目町議会会議規則第71条の規定により、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（石川交三君） 異議ないものと認めます。よって、次の議会の会期日程等に関する審査等のため、閉会中の継続審査とすることに決定いたします。

以上で本日の会議は全部終了いたしました。

会議を閉じます。

令和6年第3回五城目町議会臨時会を閉会といたします。ご苦労様でした。

午前11時20分 閉会

会 議 錄 署 名 議 員

議 長

議 員

議 員